

Services) が監督を行い、州内の100郡 (county) の福祉担当部局が運営している。

## b 財源

原則として連邦TANF包括交付金が財源である。

## c 対象者

子供を養育する低所得世帯であって米国民又は5年以上滞在している有資格外国人が対象である。なお、両親が世帯にいない場合、親戚や養育権を持った（実及び義理の親以外の）者が養育する子についてのみ申請することもできる。ここでいう子供とは、18歳未満の者及び19歳の誕生日までに高校・職業訓練学校を卒業する見込みの者をいう。

## d 受給要件

申請時には以下の条件を満たす必要がある。

- 世帯所得が一定額未満（3人世帯の場合月681ドル未満）であること。
- 流動資産（5日以内に現金化できる資産）が3,000ドル未満であること。（ただし、世帯員が保有する自動車は考慮しない。）

給付開始後、給付を受け続けるためには以下の条件を満たす必要がある。

- e で計算された給付額が正の値になること。
- 資産が2,000ドル未満であること。（ただし、世帯員が保有する自動車及び個人開発口座 (Individual Development Account : IDA)<sup>80)</sup>などの制限付き貯蓄口座 (Restricted Asset Accounts) は考慮しない。）

給付開始後、世帯主及び配偶者は週当たり最低30時間就業につながる活動を行わなければならない。

なお、下記に該当する者は就業につながる活動をする必要がない。また、18歳未満の者が親である場合は条件が異なる。

- 生後12か月未満の育児に責任をもつ者
- 州による認定を受けた医師により肉体的あるいは精神的に就業できないとされた者

## e 給付額

3人家族の場合、1月当たり544ドルから純所得を控除した額の50%が給付される。したがって純所得がない場合には月272ドルとなる。ただし就労所得は、就労開始当初3か月については全額、以降は27.5%が給付額計算上所得として考慮されない。また、就労所得の全額控除は一生涯に一回のみしか使用できない。（2回目以降は就労開始の月においても27.5%のみが給付額計算上所得として考慮されない。）なお、支援開始時から10か月目以降に生まれた子供に関しては、給付額計算上世帯人数に含まない。（生まれなかったものとして給付額の算定を行う。）

就業につながる活動をしなければならないのにも関わらず、正当な理由無く活動をしていない場合には給付が差し止められ、2か月目以降は受給権を失う。

なお、一時現金支援 (Diversion cash assistance) として貧困家庭一時扶助 (TANF) 支給額の最大3か月相当分を受け取ることもできる。この給付は12か月に1度受けられる。なお、受け取っても貧困家庭一時扶助 (TANF) の受給権に影響はない。

## f その他

貧困家庭一時扶助 (TANF) の受給期間は1回の給付につき24か月とされ、特段の理由がない場合にはその後36か月は受給できない。また、一生涯の受給期間は60か月までとされている。なお、子供のみの給付においてはこの限りではない。

## (3) 州による育児費支援

43ページ4(2)のコラムを参照のこと。

## 3 ワシントン州の貧困家庭一時扶助及び貧困家庭一時扶助計画 (TANF Plan) に基づく扶助

### (1) 概要

ワシントン州の貧困家庭一時扶助はワシントン・ワークファースト (Washington WorkFirst) と呼ば

■ 80) 29ページ脚注78)を参照のこと。

れ運営されている。

## (2) ワシントン・ワークファースト (Washington WorkFirst)

### a 管理運営主体

主担当局は州社会・保健サービス局 (Department of Social and Health Services) で、州政府の複数の部局が連携して運営されている。

### b 財源

原則として連邦TANF包括交付金が財源である。ただし、有資格外国人に対する給付、後述する代替的一時現金支援 (Diversion cash assistance) は州維持努力 (MOE) 支出が財源である。

### c 対象者

子供を養育する低所得世帯又は妊婦である米国民又は5年以上滞在している有資格外国人が対象である。なお、両親が世帯にいない場合、親戚や養育権を持った (実及び義理の親以外の) 者が養育する子供についてのみ申請することもできる。ここでいう子供とは、18歳未満及び19歳未満で高校・職業訓練学校に在学中の者をいう。

滞在期間の条件を満たしていない有資格外国人や、21歳未満の高校・職業訓練学校、障害者向け教育プログラムに在学中の者がいる世帯に対してはワークファースト (WorkFirst) と同等のプログラムである州家庭扶助制度 (State Family Assistance) がある。

### d 受給要件

申請時には以下の条件を満たす必要がある。

- 世帯所得が一定額未満 (3人世帯の場合月1,122ドル未満) であること。
- 資産が1,000ドル未満であること。(ただし、世帯員が保有する自動車は純資産ベースで5,000ドル

未満であれば考慮しない。)

給付開始後、給付を受け続けるためには以下の条件を満たす必要がある。

- 世帯所得が一定額未満 (3人世帯の場合月1,122ドル未満) であること。
- 資産が1,000ドル未満であること (ただし、3,000ドル未満の普通預金口座、世帯員が保有する純資産ベースで5,000ドル未満の自動車及び個人開発口座 (Individual Development Account : IDA)<sup>81)</sup> などの制限付き貯蓄口座 (Restricted Asset Accounts) は考慮しない。)

給付開始後、世帯主及び配偶者は週32~40時間就業につながる活動を行わなければならない。うち20時間は就業 (有給であるかどうかを問わない) のほか、求職活動、就労体験、地域奉仕活動、又は職業訓練<sup>82)</sup>をしなければならない<sup>83)</sup>。なお、下記に該当する者は就業につながる活動をする必要がない。

- 55歳以上の者
- 生後12か月未満の育児に責任をもつ者
- 障害を持つか、重大な病気を持つ家族の世話をする唯一の者
- 州政府の認定を受けた医師により肉体的あるいは精神的に就業できないとされた者

### e 給付額

3人家族の場合、1月当たり562ドルから純所得を控除した額である。ただし就労所得は、50%が給付額計算上所得として考慮されない。また、未成年かつ学生で、就労時間が週35時間未満の子供の収入は所得とみなさない。

就業につながる活動を行わなければならないにも関わらず、正当な理由無く活動をしていない場合には成人の人数分の給付額又は世帯給付額の40%のいずれが多い額が差し止められ、5週間目以降は受給権を失う。

なお、一時現金支援 (Diversion cash assistance)

■ 81) 29ページ脚注78)を参照のこと。

■ 82) 貧困家庭一時支援 (TANF) における職業訓練が生涯で延べ12か月以上となった場合には、それ以上職業訓練を行ったとしても、ここで言う就業につながる活動とは認められない。

■ 83) ただし、妊婦、19歳未満の世帯主で高卒資格を持っていない者には例外規定あり。

として養育費、住居費、医療費などに使用することを条件に最大で1,500ドル（世帯人数に関わらず一定）を受け取ることができる。この支援は年に1回受ける事ができるが、受け取った場合で、その後12か月以内に貧困家庭一時扶助（TANF）を受給する場合には、受給者は一時現金支援の受給額相当分を返済しなければならない。

#### f その他

ワークファースト（WorkFirst）の規則に基づいて就職につながる活動をしている場合、上記dで就職につながる活動をしなくても良いとされた者の場合、又は子供のみの給付の場合においては、60か月を超えて受給できる。この場合、3～12か月ごとに受給が適切かどうかの確認が行われる。

### (3) キャリア・サービスプログラム (Career Services Program)

45ページ4(3)のコラムを参照のこと。

### (4) 州による育児費支援

43ページ4(2)のコラムを参照のこと。

### (5) その他

ワシントン州では世帯所得が連邦貧困ガイドラインの175%未満の者に対し、職業訓練プログラム（個別に仕立てられた職業技能訓練（Customized Job Skills Training）、職場における基礎知識（Workplace Basic Skills）など）を提供している。

## (5) 医療に関する支援

米国では広く国民一般をカバーする公的制度がないことから、医療に関する支援が複数存在している。なお、2010年3月に成立した医療制度改革法においては、メディケイド（下記a参照）などの拡充や、医療保険エクステンジ<sup>84)</sup>の創設を通して医療保険加入率の向上が図られているが、国民一般をカバーする公的制度が創設されるわけではないので、医療に関する扶助は引き続き重要な役割を果たすことになる。

### a メディケイド(Medicaid)・児童医療保険プログラム (Children's Health Insurance Program : CHIP)

#### (a) 概要

メディケイドは、一定の条件を満たす低所得者に公的医療扶助を行う制度である。メディケイドは、メディケアとともに1965年に創設されたが、その支出は増加し続け、2008年度には州・連邦合算で3,739億ドルに達し、約4,776万人（2009年）が加入している。メディケイドは通常の医療サービスをカバーする以外に、メ

ディケアがカバーしない長期ケア（介護）をもカバーする。

また、児童医療保険プログラム（CHIP）は1997年の均衡予算法において2007年までの時限措置として創設された制度で、現在は拡張の上、延長されている。この制度は州政府主導の下でメディケイド・プログラムの拡大などにより無保険者状態にある児童数を減少させることを目的とするものである。

連邦政府のガイドラインに沿って州政府ごとに運営されている<sup>85)</sup>。

#### (b) 根拠法令

社会保障法（Social Security Act）第19編（メディケイド）及び第21編（児童医療保険プログラム（CHIP））である。

#### (c) 管理運営主体

保健福祉省メディケア・メディケイド・サービスセンターが監督し、各州が運営する。

■ 84) 国民が様々な医療保険商品を比較検討し購入できるような公的なワンストップ・ショップ。詳細については、283ページ定例報告第3章アメリカ6(2)を参照のこと。

■ 85) 連邦政府が定める基準に州が従わない場合は、連邦政府による補助の受給権を喪失する。

## (d) 財源

連邦政府の補助金及び州による支出が財源である。なお、医療制度改革による対象者拡充に伴う新たな受給者に対する給付費は、2014～2017年については100%連邦政府が負担し、2018、2019年は95%、2020年以降は90%連邦政府が負担する。<sup>86)</sup>

## (e) 制度の対象者

連邦政府の補助を受けるためには、子供及び子供を持つ低所得の家族、低所得の妊婦等で、米国民か、移民ビザで5年以上米国に滞在している者を対象としなければならない。なお、親が上記国籍等の条件を満たしていなくても、子供が国籍等の条件を満たしていれば子は受給が可能である。なお、州により追加的に対象者を定めている場合も多い。

## (f) 加入要件

州により異なる。

連邦政府による補助を受けるためには、以下のいずれかの条件を満たす者を加入要件として設定する必要がある。

- 子供のいる低所得者の家庭。原則として1996年7月16日時点での各州における旧要扶養児童家庭扶助(AFDC)<sup>87)</sup>の受給要件を基準とする<sup>88)</sup>。
- 世帯所得が連邦貧困ガイドラインの133%未満の世帯に属する6歳未満の子供及び連邦貧困ガイドラインの100%未満の世帯に属する19歳未満の子供
- 世帯所得が連邦貧困ガイドラインの133%未満の世帯に属する妊婦。(給付は妊娠関係に限る。)
- メディケイドの加入要件を満たした女性から生まれた出生1年以内の乳児。
- 補足的所得保障 (SSI) の受給者。<sup>89)</sup>
- 貧困家庭一時扶助 (TANF) による現金給付を受けていた者など。

なお、医療制度改革法により、2014年以降は連邦貧困ガイドラインの133%未満の世帯全てに加入要件が拡大される。

## (g) 保険の対象となる範囲

州により異なるが、連邦政府による補助を受けるためには外来・入院に対する給付など一定の給付をすることが求められている。

## (h) 給付実績等

2008年度には州・連邦合算で3,739億ドル(資料出所:連邦保健福祉省メディケア・メディケイドセンター)<sup>90)</sup>に達し、約4,776万人(2009年)が加入(資料出所:商務省センサス局)している。<sup>91)</sup>

## b 失業期間中の医療保険保証 (Consolidated Omnibus Budget Reconciliation Act : COBRA) とその補助

## (a) 制度の概要

米国における公的医療保険制度としては、高齢者及び障害者に対するメディケア及び一定の条件を満たす低所得者に対する公的扶助であるメディケイドがある。その他に対する医療保険は、民間医療保険を中心に行われており、事業主が保険料を負担して医療保険のカバーを受けている労働者も多い。このように事業主提供型医療保険により医療保険のカバーを受けていた者は、解雇されると同時に医療保険の加入資格も失ってしまうことがあるため、当該医療保険に継続加入できる仕組みが設けられている。なお、加入できる期間は最大で18か月(加入者本人と死別した遺族の場合は36か月)。

## (b) 根拠法令

1985年 予算調整法 (Consolidated Omnibus

86) なお、既に連邦貧困ガイドラインの100%以上の成人に対して受給資格を拡大している州については、一定の医療サービスについて連邦政府の補助率が8%嵩上げされる。

87) 1996年の福祉改革により、貧困家庭一時扶助(TANF)(詳しくは27ページ3(4)を参照のこと。)となっている。

88) 社会保障法Sec.1931。

89) ただし、補足的所得保障(SSI)発足以前から高齢者、目が見えない者、障害者に対しより厳しい条件の下で州がメディケイドの加入要件を定めていた場合には、その基準でも良いとされている。

90) 連邦保健福祉省 Center for Medicare and Medicaid Services, "National Health Expenditure Data"。

91) 商務省センサス局 "Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States : 2009"。

Budget Reconciliation Act of 1985)

### (c) 管理運営主体

連邦労働省従業員給付保障局 (Employee Benefits Security Administration) が管理運営する。ただし、州・地方政府が事業主の場合には連邦保健・福祉省が管理運営する。

### (d) 財源

失業する前に加入していた医療保険の保険料 (事業主負担分を含む) に運営費相当額を加算した額 (医療保険保険料の102%相当額) を労働者本人が負担する。

なお、2009年米国再生再投資法により、2008年9月1日から2010年5月31日までに非自発的に離職した場合で、下記(f)の条件を満たす場合には最大で15か月間、労働者本人が負担する額が失業する前に加入していた医療保険の保険料の35%に軽減されている<sup>92)</sup>。この場合、残りは事業主などの医療保険提供者が負担しているが、負担分は課税控除によって償還されるため、実質的には連邦政府が負担している。

### (e) 制度の対象者

20人以上を雇用している事業主で医療保険の提供を受けていた者及びその配偶者と扶養される子が対象である。

### (f) 加入要件

労働者本人が医療保険の提供を受けていた事業主から懲戒以外の事由で離職した場合、若しくは就業時間が短縮した場合、離職後60日以内に申し込むことにより加入することができる。配偶者及び子の場合には、以上の事由に加え、本人との離婚・死別等の場合にも加入する事が可能である。

米国再生再投資法による保険料の特例措置を受ける

ためには、上記に加えて2008年9月1日から2010年5月31日の間に非自発的に離職した場合で、課税所得が125,000ドル (夫婦合算申告 (Married filing jointly)<sup>93)</sup> で申告している場合には250,000ドル) 未満であることが必要となる。

### (g) 保険の対象となる範囲など

失業するまで受けていた医療保険の給付を最大18か月 (死別などの事由であれば36か月) 受ける事ができる。なお、特に特例措置がない場合には本人負担が高額になることから医療保険に加入しない、あるいは他の医療保険 (メディケイドなど) に加入する者も多い。

## C 医療保険税額控除

### (Health Coverage Tax Credit : HCTC)

#### (a) 制度の概要

この制度は貿易調整支援 (TAA) などの受給者や年金給付保証公社<sup>94)</sup> (Pension Benefit Guaranty Corporation : PBGC) から年金を受給している55歳以上の者を対象として、内国歳入庁が認定した医療保険に加入している場合に、保険料の80% (2010年12月31日までの措置。2011年以降は65%)<sup>95)</sup> を連邦政府が補助する制度である。

#### (b) 根拠法令

2002年貿易法 (Trade Act of 2002) である。

#### (c) 管理運営主体

連邦財務省内国歳入庁 (Internal Revenue Service) が管理運営する。

#### (d) 財源

連邦政府の財源である。

■ 92) 当初は2009年12月末までの時限措置で、当初9か月間負担が軽減されるとされていた。負担軽減期間は2010年防衛総省歳出法 (The Department of Defense Appropriations Act, 2010) により15か月間に延長され、対象期間も2010年2月28日までに延長された。対象期間はその後2010年3月に成立した2010年一時的延長法 (Temporary Extension Act of 2010) により2010年3月31日まで再延長、2010年4月に成立した2010年継続的延長法 (Continuing Extension Act of 2010) により2010年5月31日まで再延長された。

■ 93) 連邦財務省内国歳入庁への所得税申告において、夫婦が所得を合算したうえで申告を行う方式のことをいう。

■ 94) 企業年金において、年金給付のための資産がない場合や企業が破産に至ったなど困窮した場合に、給付内容を一定額まで保証する。

■ 95) 2010年12月に成立した2010年総括的貿易法 (Omnibus Trade Act of 2010) により政府の負担率を80%とする時限措置は2011年2月分まで延長された。

**(e) 制度の対象者**

貿易調整支援 (TAA) の受給者、及び年金給付保証公社 (PBGC) から年金を受給している55歳以上の者及びその家族。

**(f) 加入要件**

(e)に同じ。

**(g) 給付内容**

対象者は、以下のいずれかの方法で連邦政府の補助を受けることができる。

- 医療保険料の20%相当額を毎月内国歳入庁に納入し、内国歳入庁が補助部分と合わせて保険者に納入する方法
  - 確定申告時に医療保険料の80%分の還付を受ける方法
- なお、この補助は家族の医療保険料にも適用される。

**(h) 給付実績等**

2008年において、約2万5千人（家族除く）が支援を受けている。（資料出所：米国会計検査院（Government Accountability Office）資料“Health Coverage Tax Credit：Participation and Administrative Costs”）

**d 早期退職者再保険制度****（Early Retiree Reinsurance Program）****(a) 制度の概要**

2010年の医療制度改革の一環として2010年6月から開始された制度で、55歳以上でメディケアの加入資格のない退職者及びその配偶者、被扶養者に対し事業主が医療保険を提供する場合に、年間1万5,000ドル以上9万ドル以下の部分の給付費の8割を事業主に援助するものである。

**(b) 根拠法令**

患者保護及び手頃で選択可能な医療保障法（Patient Protection and Affordable Care Act）。

**(c) 管理運営主体**

連邦保健福祉省が管理運営する。

**(d) 財源**

連邦政府の財源である。

**(e) 制度の対象者**

55歳以上でメディケアの受給要件を満たしていない早期退職者等に対し事業主提供型の医療保険を提供する事業主等（企業・労働組合・州及び地方政府などが含まれる）で、保健福祉長官に申請し、医療保険が条件を満たすとして承認を受けた事業主等が対象である。なお、早期退職者の配偶者、早期退職者と死別した配偶者及び被扶養者も早期退職者等に含まれる。

**(f) 加入要件**

(e)に同じ。

**(g) 給付内容**

保険期間（1年間で通常1月1日から始まる）における、早期退職者等に対する給付費のうち、1人につき15,000ドル以上90,000ドル以下の部分について、給付費の80%が連邦政府から支払われる。

**(h) 給付実績等**

2010年10月現在、約3,600の事業主・組合が補助対象として承認されている。（資料出所：連邦保健福祉省資料）<sup>96)</sup>

**(6) 住宅選択バウチャー****（Housing Choice Vouchers）****a 制度の概要**

低所得世帯（単身世帯含む）に対して、衛生面などで一定の水準を満たす住宅を提供することを目的として家賃補助を行うプログラムである。俗に“Section 8 housing”とも呼ばれる。

■ 96) 保健福祉省の2010年10月28日の記者発表資料 (<http://www.hhs.gov/news/press/2010pres/10/20101028a.html>) による。

## b 根拠法令

1998年優良住宅と就労責任法（The Quality Housing and Work Responsibility Act of 1998）である。

## c 管理運営主体

州又は各地域における担当部局・住宅公社等が運営する。連邦住宅都市開発省（Department of Housing and Urban Development）が監督を行う。

## d 財源

連邦政府の財源である。予算枠があらかじめ設定されているため、受給要件を満たしてもバウチャーを受け取れない場合がある。

## e 制度の対象者

低所得の米国市民及び一部の有資格外国人が対象である。

## f 受給要件

所得要件は原則として地域における中位所得の50%であることである。ここでいう地域とは、都市圏では都市圏ごと、都市圏外では郡ごとに設定されるが、同じ都市圏でも家賃の実勢に応じて複数の地域（通常複

数郡からなる）に分けて設定される場合がある<sup>97)</sup>。なお、受給者の収入が地域所得の80%を超えない限りは、受給し続けることができる。各地域の担当部局は、新規の受給者の枠のうちの75%を地域中位所得の30%未満の人に優先的に割り当てることとされている<sup>98)</sup>。

資産要件は特にないが、給付の際に資産額に応じた給付調整が行われる。（下記g参照。）受給者はバウチャーを受け取った後60日以内に住宅として衛生面などで一定の水準を満たす住居を探さなければならない。（現在住んでいる住居の貸主がバウチャーの使用に同意すれば現在の住居でもよい。）

## g 給付内容

給付額は世帯の収入、居住地域、世帯構成により異なる。なお、補助対象となる住居の寝室数は世帯人員及びその構成によって変わる。

給付額は、以下の①②いずれか低い額である。

- ① 基準家賃<sup>99)</sup>－総居住者負担（Total Tenant Payment）
- ② 総家賃－総居住者負担（Total Tenant Payment）  
総居住者負担は、
  - 世帯修正所得<sup>100)</sup>の30%
  - 世帯総所得<sup>101)</sup>の10%

■ 97) 例えば、ニューヨーク市都市圏（ニューヨーク、ニュージャージー州北部及びロングアイランド）は9地域（ニューヨーク州：New York（ニューヨーク市5郡（New York, Bronx, Kings, Queens, Richmond）及びPutnam郡）、Nassau-Suffolk, Rockland, Westchester、ニュージャージー州：Bergen-Passaic, Jersey City（Hudson郡）、Middlesex-Somerset-Hunterdon, Monmouth-Ocean, Newark（Essex, Morris, Sussex, Unionの4郡））に分けられている。

■ 98) シアトル住宅公社（Seattle Housing Authority）のように、要件を満たす者に対し予算が絶対的に足りないことから、新規申請者に対し、地域中位所得の30%までしか認めていない場合もある。

■ 99) 基準家賃とは、地域、室数により各地域の住宅公社等で定めている額であり、総家賃とは、申請者の家賃に世帯人員に応じて各地域の住宅公社により定められた光熱費を足した額である。（家賃に光熱費が含まれている場合にはその家賃。）

■ 100) 総所得には、以下のものが含まれる。

- 就業による所得（自営業者の場合は純所得）
- 資産による運用収入
- 失業保険給付
- 年金収入（Social SecurityやSSIなどの公的年金を含む）
- 貧困家庭一時扶助（TANF）などの公的扶助による現金給付（代替の一時支援による一時給付は除く。また制裁措置により給付停止となった場合にも給付されているとみなす）

18歳未満の子供の就労所得、18歳以上で世帯主及び配偶者以外のフルタイムの学生による就労所得のうち年間480ドルを超える部分、臨時収入、補足的栄養支援（SNAP）による給付、低所得者向けエネルギー補助（LIHEAP）、勤労所得税額控除（EITC）、育児費支援、職業訓練手当、ペル奨学金などの奨学金などは所得として計上しない。また、資産が5,000ドルを超える場合には、資産額に当該地域における一般的な普通金利の水準（一般的には2～3%）か、資産による金利等の収入のいずれか高いほうを所得としてみなす。ここでいう資産とは、身の回りの生活必需品（家具や自動車）などを除く、預金、株式、債券などである。

■ 101) 総所得から以下を控除した額が修正所得となる。

- 被扶養者控除として、18歳未満か18歳以上でフルタイムの学生、ないしは障害を持つ者で、世帯主及びその配偶者、養子、家事手伝いを除く者1人につき480ドル
  - 世帯主又はその配偶者が62歳以上又は障害を持つ場合に人数に関わらず400ドル
  - 12歳以下の子供がいる場合、保育費として、就業等で保育所等に預ける必要があり、費用が補助されない場合に適正とされる範囲でその実費
  - 障害を持つ者がいる場合で18歳以上の者（家族、本人とも）の就労を助けるとみなされる場合、その経費のうち一部
- 世帯主又はその配偶者が62歳以上又は障害を持つ場合、支払った医療費のうち一部

・社会扶助における家賃(welfare rent) (該当制度がある州のみ)

・各地域における公的住宅公社(PHA)が定める最低家賃のうち一番高い額である。

最大自己負担額は世帯修正所得の40%とされており、最大給付額は基準家賃(総家賃のほうが額が低い場合には総家賃)から修正所得の30%を控除した額である。自己負担額が最大自己負担額を超えてしまう場合にはバウチャーの使用が認められない。

申請は各住宅公社に行く。なお、申請した住宅公社の所管地域外に引っ越しを行う場合で、引き続きバウチャーの使用を続けることは、バウチャー申請時に申請者が当該所管地域に居住していた場合には無条件でできる。申請時に当該所管地域に居住していなかった場合には一定の期間(例えば1年間)が経過した後可能となる。

地域により異なるが、予算が不足しているため待機リストが多く住宅公社で作られ、待機リストがあまりにも大きいため申請を受け付けていない住宅公社も多い。

#### h 給付実績等

2008年12月現在で2,209,675戸の住宅が対象住宅として認定され、5,076,510人が居住している。(資料出所:連邦住宅都市開発省“A Picture of Subsidized Households-2008”<sup>102)</sup>)

### (7) 低所得者向けエネルギー補助(Low Income Home Energy Assistance Program)

#### a 概要

低所得者に対し、冬場、夏場、異常気象時における冷暖房費の費用を支援するための制度である。

#### b 根拠法令

1981年包括財政調整法第26編(Title XXVI of the

Omnibus Budget Reconciliation Act of 1981)

#### c 管理運営主体

連邦保健福祉省の児童家庭局(Administration for Children and Families)が監督を行い、各州が運営を行っている。

#### d 財源

連邦政府から州に一括支給される交付金が財源である。

#### e 制度の対象者

低所得者で給付要件を満たす者。

#### f 給付要件

世帯所得が州の定める一定額以下であること。州によっては資産要件を課している州もある(コラム参照)。州は所得基準として、連邦貧困ガイドライン<sup>103)</sup>の150%又は州の世帯中位所得の60%<sup>104)</sup>のいずれか高い額を下回り、かつ連邦貧困ガイドラインの110%を上回る範囲で定める。なお、財源の性格上、受給要件を満たしていても財源の枯渇により給付が受けられない場合がある。このため、州は所得の低い家庭に対し優先的に支給することが認められている。

#### g 給付内容

気象条件が州により大きく異なることもあり、州により大きな違いが見られる。具体例は以下のコラムを参照のこと。

#### h 給付実績

2006会計年度においては暖房費に対する給付が約16.0億ドル、5,038,177件、冷房費に対する給付が約1.16億ドル、519,071件、冬期等異常気象対策に対する給付が約5.30億ドル、1,431,327件、夏期異常気象時に対する給付が約4,400万ドル、157,184件。(資料出所:

■ 102) 連邦住宅都市開発省ホームページ(<http://www.huduser.org/portal/picture2008/index.html>)参照。

■ 103) 25ページ脚注64)を参照のこと。

■ 104) 2009年安全保障、災害支援、継続割当に関する統合法(Consolidated Security, Disaster Assistance, and Continuing Appropriations Act, 2009)により2009年会計年度の限定措置として州の世帯所得中央値の75%までとされていた。



連邦保健福祉省“LIHEAP Report to Congress For Fiscal Year 2006”<sup>105)</sup>

エネルギー補助は州の気候条件などで必要性が異なることもあり、各州により異なる。

## 1 ニュージャージー州における低所得者向けエネルギー補助 (LIHEAP)

### a 概要

ニュージャージー州は夏場の最高気温は、平均で30度近く、冬場の最低気温は地域により異なるが、平均でマイナス2～マイナス10度程度である。なお、ニュージャージー州では州独自のプログラムとして電気・ガス代を対象とした総合サービス基金プログラム (Universal Service Fund Program : USF) もあり、低所得者向けエネルギー補助と同じ申請用紙で総合サービス基金プログラム (USF) も同時に申し込むことができる。

### b 受給要件

低所得者向けエネルギー補助の場合には、世帯総所得が連邦貧困ガイドライン<sup>106)</sup>の225%以下であり、世帯が直接的又は家賃を通じて間接的に暖房費・冷房費を負担していること (公的住宅に入居している場合、住宅バウチャー制度などの家賃補助を受けている場合には暖房費を直接支払っている必要がある)。

なお、冷房費の補助は、医療上必要と認められる場合に限られ、申請に際して医師の診断書が必要。

総合サービス基金プログラム (USF) の場合には、世帯所得が連邦貧困ガイドラインの175%以下であり、年収の3%以上を電気代又はガス代として支払っていること。ただし、電気暖房を入れている世帯の場合、年収の6%以上を電気代として支払っていること。

### c 給付水準

低所得者向けエネルギー補助は燃料や所得水準に

より異なり、3～5人世帯の場合暖房費は最大で年間888ドル(内陸2郡は1,016ドル)。冷房費は最大年間200ドル。総合サービス基金プログラム (USF) は請求書から差し引かれる形で給付が行われ、所得水準により異なるが、最大で年間1,800ドル。暖房費は11～4月の期間について補助される。なお、電気やガスによる暖房に対する補助は各会社に直接支払われ、補助分が差し引かれた形で各家庭に請求される。

なお、2006会計年度における、エネルギー補助による暖房費の平均給付額は330ドルであった。

## 2 ノースカロライナ州における低所得者向けエネルギー補助 (LIHEAP)

### a 概要

ノースカロライナ州はニュージャージー州より南に位置し、夏場の最高気温は平均で30度近く、冬場の最低気温は平均0度前後である。

### b 受給要件

世帯総所得が連邦貧困ガイドライン<sup>106)</sup>の110% (異常気象時には150%) 以下であり、蓄え (reserve) が2,200ドル未満である世帯。

### c 給付水準

2010会計年度における暖房費は61ドル～321ドルの範囲で支給され、平均給付額は175ドル。なお、暖房費に対する補助は各補助対象世帯に小切手で2月に支給される。

## 3 ワシントン州における低所得者向けエネルギー補助 (LIHEAP)

### a 概要

ワシントン州の気候は太平洋岸と内陸部で異なる。太平洋岸にあるシアトルの場合、夏の平均最高気温は24度前後、冬の平均最低気温は2度前後。内

■ 105) 連邦保健福祉省ホームページ ([http://www.acf.hhs.gov/programs/ocs/liheap/publications/publications\\_reports.html](http://www.acf.hhs.gov/programs/ocs/liheap/publications/publications_reports.html)) 参照。

■ 106) 25ページ脚注64)を参照のこと。

陸のスポケーン (Spokane) では夏の平均最高気温は28度前後、冬の平均最低気温はマイナス6度前後。

#### b 受給要件

世帯総所得が連邦貧困ガイドライン<sup>107)</sup>の125%以下であること。

#### c 給付水準

暖房費は10～6月の期間について補助される。なお、電気やガスによる暖房に対する補助は各会社に直接支払われ、補助分が差し引かれた形で各家庭に請求される。暖房費、世帯構成、収入により異なり、25～1,000ドルの間で支給される。2006会計年度における暖房費の平均給付額は425ドル。

## 4 失業者の就労促進に関わる助成制度等 ……

### (1) 勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit : EITC)

#### a 制度の概要

勤労所得税額控除 (EITC) は、控除額が所得税額を上回る場合、つまり所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナスの額が算出される場合に、そのマイナス分について税の還付 (実際には給付) を行う、税制を通じた公的扶助制度である。1975年に社会保障税による負担を緩和し、就労を促進することを目的に創設されて以降、数回の改正を経ている。財政支出の規模という点で、現在アメリカの低所得就労者向け支援策の中で最も大きな位置を占めている。

なおこれとは別に、米国においては17歳未満の児童に対する児童税額控除 (Child Tax Credit) があり、総所得13万ドル未満 (夫婦合算申告 (Married filing jointly)<sup>108)</sup> の者に対し、児童1人当たり1,000ドル (総所得11万ドル以上の場合減額あり) の税額控除が認められており、控除額が所得税額を上回る場合には、付加的児童税額控除 (Additional Child Tax Credit) として、勤労所得 (Earned Income、下記 f (a) を参照のこと) のうち3,000ドルを上回った部分の15%まで給付が行われる。

#### b 根拠法令

1986年内国歳入法 (Internal Revenue Code of 1986) 第32条。

#### c 管理運営主体

連邦財務省内国歳入庁が管理運営する。

#### d 財源

連邦政府の一般会計が財源である。

#### e 制度の対象者

勤労所得があり、過去1年米国民民であったか、米国に居住していた者。後述する条件を満たす子供がない場合には課税年度 (Tax Year)<sup>109)</sup> 末に25歳以上65歳未満である必要がある。(夫婦合算申告 (Married filing jointly)<sup>108)</sup> を行う場合にはどちらかの者が25歳以上65歳未満であればよい。)

#### f 受給要件

受給に当たっては以下(a)～(f)の全ての要件を満たすことが必要である。

##### (a) 勤労所得があること。

勤労所得 (Earned Income) を対象とする控除であるので、勤労所得がなければそもそも控除が発生しない。勤労所得には、給与所得、賃金、チップなど広義の労働あるいは事業から得られる収入、自営業者の場合は事業による純所得が含まれる。また、定年前に支払われる長期間の障害手当及びストライキ時に労働組合から支払われる手当も含む。

一方、勤労所得に含まれない所得としては金利及び

■ 107) 25ページ脚注64)を参照のこと。

■ 108) 35ページ脚注93)を参照のこと。

■ 109) 米国においてはTax Year (課税年) に特段の規定はないが、帳簿の作成など必要な条件を満たさない場合には暦年を用いることとされている。一般的には個人の場合、課税年度として暦年を用いるので、以下では課税年度が暦年であることを前提として記述する。

配当所得、年金収入、社会保障年金 (Social Security) による給付、失業保険などが挙げられる。

(b) 調整後総所得が一定額未満であること。

調整後総所得 (Adjusted gross income) が上限額未満であること。2010課税年度における上限額は以下の通りで、子供の数により異なる。なお、2009年2月に成立したアメリカ再生・再投資法 (The American Recovery and Reinvestment Act) により2009課税年度から2012課税年度までの特別措置として3人以上の枠が特別に設けられている。

〈表1-2-13〉 調整後総所得の上限

子供の数	調整後総所得の上限	
	右記以外の申告使用時	夫婦合算申告使用時
0	13,460ドル	18,470ドル
1	35,535ドル	40,545ドル
2	40,363ドル	45,373ドル
3人以上	43,352ドル	48,362ドル

資料出所 内国歳入庁HP<sup>110)</sup>

調整後総所得とは、総所得から一定の控除 (例えばIRA (個人退職金口座) の掛金、医療貯蓄口座 (Health savings account) に関する控除、自営業者における個人事業税の半額相当分など) を行った後の所得である。

ここでいう子供とは、以下の全てを満たす者のことをいう。

- 息子、娘、養子<sup>111)</sup>及びその子孫、又はきょうだい及びその子孫
- 年度末に19歳未満 (フルタイムの学生であれば24歳未満、完全に障害の状態にある場合は年齢を問わない) で、親よりも若い扶養家族である (障害を持つ場合は扶養家族であることのみを満たせばよい)
- 年間のうち半分以上の期間を米国 (50州及びワシントンD.C.) 内で親と共に過ごしていた
- 税の払い戻し以外の目的で合算申告をしていない

(c) 有効な社会保障番号 (Social security number) が

あること。

(d) 所得税の申告方式として夫婦別途申告 (Married filing separately) を用いないこと。

(e) 米国外における勤労所得に関する申告を行っていないこと。

(f) 投資所得 (Investment income)<sup>112)</sup> が3,100ドルを超えていないこと。

## 8 控除及び給付の内容

### (a) 控除・給付額

控除額は、調整後総所得 (上記 f (b) を参照のこと) と勤労所得 (上記 f (a) を参照のこと) それぞれに対し、下記の式で計算し、両者のうち少ない方の額が支払われる。2010年においては以下の表及び図の通り。

〈表1-2-14〉 勤労所得税額控除の算定式

子供の数	右記以外の申告使用時	夫婦合算申告使用時
0	所得が0ドル以上 5,980ドル未満	所得が0ドル以上 5,980ドル未満
	所得が5,980ドル以上 7,480ドル未満	所得が5,980ドル以上 12,490ドル未満
	所得が7,480ドル以上 13,460ドル未満	所得が12,490ドル以上 18,470ドル未満
	457ドル 457ドル (所得-7,480ドル) × 7.65%	457ドル 457ドル (所得-12,490ドル) × 7.65%
1	所得が0ドル以上 8,970ドル未満	所得が0ドル以上 8,970ドル未満
	所得が8,970ドル以上 16,450ドル未満	所得が8,970ドル以上 21,460ドル未満
	所得が16,450ドル以上 35,535ドル未満	所得が21,460ドル以上 40,545ドル未満
	3,050ドル 3,050ドル (所得-16,450ドル) × 15.98%	3,050ドル 3,050ドル (所得-21,460ドル) × 15.98%
2	所得が0ドル以上 12,590ドル未満	所得が0ドル以上 12,590ドル未満
	所得が12,590ドル以上 16,450ドル未満	所得が12,590ドル以上 21,460ドル未満
	所得が16,450ドル以上 40,363ドル未満	所得が21,460ドル以上 45,373ドル未満
	5,036ドル 5,036ドル (所得-16,450ドル) × 21.06%	5,036ドル 5,036ドル (所得-21,460ドル) × 21.06%
3人以上	所得が0ドル以上 12,590ドル未満	所得が0ドル以上 12,590ドル未満
	所得が12,590ドル以上 16,450ドル未満	所得が12,590ドル以上 21,460ドル未満
	所得が16,450ドル以上 43,352ドル未満	所得が21,460ドル以上 48,362ドル未満
	5,666ドル 5,666ドル (所得-16,450ドル) × 21.06%	5,666ドル 5,666ドル (所得-21,460ドル) × 21.06%

資料出所 1986年内国歳入法Section 32(b)及び内国歳入庁 "Revenue Procedure 2009-50"<sup>113)</sup>を基に厚生労働省国際課にて作成。

注) 実際の控除額は上記式に基づいて作成された算出表に基づいて計算されるため、必ずしも上記式による結果とは一致しない。

110) <http://www.etc.irs.gov/central/Preview2009>

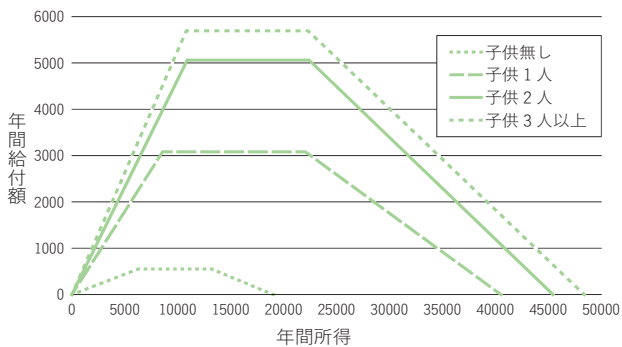
111) Stepchild, adopted childを含む。

112) 金利、配当、キャピタルゲイン、家賃収入、利権料収入等が含まれる。

113) <http://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp-09-50.pdf>

〈図1-2-15〉 勤労所得税額控除額(夫婦合算申告の場合)

(単位:ドル)



資料出所 1986年内国歳入法および内国歳入庁資料を基に厚生労働省国際課にて作成

上記の図からも分かるように、所得が増加するにつれて、給付付き税額控除が比例的に増加する逓増 (phase-in) 段階、上限としての一定額で推移する定額 (plateau) 段階、所得の増加につれて税額控除が徐々に消失していく逓減 (phase-out) 段階の3つから構成されている。

(b) 給付時期

所得税の還付として行われるため、例えば2010年分

は2011年になってから一括で支払われる。ただし、以下の3条件を全て満たす場合には、所定の届出用紙を雇用主に提出することによって、前払制度 (Advance Payment) により給与に上乘せして受け取ることが可能である。<sup>114)</sup>

- (勤労所得税額控除 (EITC) の定義による) 子供がいる
- 調整後総所得及び勤労所得共に35,535ドル (2010年の場合夫婦合算申告を行う場合には40,545ドル) 未満であると見込まれる
- 当該年において勤労所得税額控除 (EITC) の受給要件を満たしていると見込まれる

前払制度で受け取ることができる給付付き控除は最大1,830ドルである。なお、前払制度は2010年12月31日をもって廃止とされた。<sup>115)</sup>

h 給付実績

2009課税年度において、25,929,041件、総額577億ドルが控除又は給付された。(資料出所: 連邦財務省内国歳入庁 “EITC State Statistics at-a-Glance for Tax Year 2009”) <sup>116)</sup>

【州・地方における勤労所得税額控除】

22州及びワシントンD.C.、ニューヨーク市など一部の地方<sup>117)</sup>では州所得税・地方所得税において連邦政府と同様に、勤労所得税額控除を設定している。

1 ニュージャージー州における勤労所得税額控除

ア 適用条件

当該課税年度において連邦政府による勤労所得税額控除 (EITC) を申請した者。

イ 給付付き控除額

連邦政府の勤労所得税額控除の一定割合 (2008年は22.5%、2009年は25%、2010年は20%) が控除さ

れる。連邦政府の制度と同様に納税額を超えた部分について給付が受けられる。年間の一時期居住していた者については、その居住期間に応じて控除額が減らされる。

なお、ニュージャージー州における勤労所得税額控除を受けるためには、州当局に確定申告をしなければならない。

2 ニューヨーク州及びニューヨーク市における勤労所得税額控除

(a) ニューヨーク州における勤労所得税額控除<sup>118)</sup>

ア 適用条件

当該課税年度において連邦政府による勤労所得税

■ 114) 所得が連邦所得税や社会保障税の課税対象外である場合や、農業部門での日雇労働者の場合には事前に受け取れない場合がある。  
 ■ 115) 2010年8月に成立した2010年教育における雇用及びメディケア支援法 (The Education Jobs and Medicaid Assistance Act of 2010) により廃止された。  
 ■ 116) 内国歳入庁ホームページ (<http://www.eitc.irs.gov/central/eitcstats/>) を参照のこと。  
 ■ 117) 連邦内国歳入庁ホームページ (<http://www.irs.gov/individuals/article/0,,id=177866,00.html>) を参照のこと。  
 ■ 118) これとは別に、保護監督権のない親で裁判所の命令に基づき養育費を払っている者に対する勤労所得税控除 (non-custodial EIC) という制度がある。なお、州の通常の勤労所得税控除との併給はできない。

額控除（EITC）を申請した者。

#### イ 給付付き控除額

連邦政府の勤労所得税額控除の30%から州税における世帯控除（household credit）を差し引いた額。州に居住している者（年間の一時期居住していた者（part-year resident）も含む）は連邦政府の制度と同様に納税額を超えた部分について給付が受けられるが、州に居住していない者は納税額を超えた給付は受けられない（納税額の控除のみ）。

#### (b) ニューヨーク市における勤労所得税額控除

##### ア 適用条件

当該課税年度においてニューヨーク市に居住しており、連邦政府による勤労所得税額控除（EITC）を申請した者。

##### イ 給付付き控除額

連邦政府の勤労所得税額控除の5%。ただし年間の一部分しか居住していなかった場合には居住期間に応じて減額される。

なお、ニューヨーク州・ニューヨーク市の勤労所得税額控除は併給が可能であり、ニューヨーク州に対する所得申告時に同時に申請を行う。

## (2) 低所得世帯向け保育助成金制度（Child Care and Development Fund : CCDF）

### a 概要

低所得世帯に対し、保育費などを支援する制度である。

### b 根拠法令

1990年子供の保育包括交付金に関する法律（Child Care and Development Block Grant Act of 1990）である。

### c 管理運営主体

各州政府が主体となり運営する。連邦保健福祉省の児童家庭局（Administration for Children and Families）

が監督を行っている。

### d 財源

州政府に対し、連邦政府から交付される保育包括交付金（Child Care and Development Fund）、連邦貧困家庭一時扶助（TANF）包括交付金及び州政府の支出等が財源である。なお、27ページ3(4)の連邦貧困家庭一時扶助（TANF）包括交付金と同様に、州政府は連邦政府から保育包括交付金（CCDF）の給付を受ける条件として一定額を維持努力（MOE）支出として一定の条件を満たした上で支出する必要がある<sup>119)</sup>。

### e 給付要件

州により異なる。

## 1 ニュージャージー州による保育助成金

### a 管理運営主体

州福祉局（Department of Human Services）が管理運営する。

### b 対象者

低所得者で保育施設（13歳以下の子供に対する学外活動などを含む）に子供を預ける者が対象である。

### c 受給要件

次の要件のいずれかを満たす者。

- ワークファースト・ニュージャージー貧困家庭一時扶助（WFNJ/TANF）（28ページ3(4)のコラムを参照のこと）の受給者
- ワークファースト・ニュージャージー貧困家庭一時扶助（WFNJ/TANF）の受給終了後2年以内の者

119) 1994年、1995年の州政府による要扶養児童家庭扶助（Aid to Families with Dependent Children : AFDC）による保育関連事業の支出額のいずれか高い額に基づいて決められている。

・初回申請時に収入が連邦貧困ガイドライン<sup>120)</sup>の200%（3人世帯の場合月2,842ドル）未満で、現在連邦貧困ガイドラインの250%未満の世帯の者。ただし、条件を満たしていても予算の関係上給付されない場合がある。

#### d 給付内容

自己負担額は子供1人当たり週3.70～48.30ドル（子供が複数いる場合、貧困家庭には減免措置あり）で、残りの経費を州が補助する。WFNJ/TANF受給者については全額州が負担する。給付の上限額は施設の種類や子供の年齢により異なり、最大で週156ドルである（2006年7月現在）。

## 2 ノースカロライナ州における保育助成金

### a 管理運営主体

州保健福祉局（Department of Health and Human Services）が管理運営する。

### b 対象者

低所得者で保育施設（13歳以下の子供及び19歳以下で身体的・精神的にケアを必要とする子供に対する学外活動などを含む）に子供を預ける者が対象である。

### c 受給要件

世帯所得が州の中位世帯所得の75%（3人世帯の場合月3,057ドル）以下である世帯。ただし、条件を満たしていても予算の関係上必ずしも給付されない場合がある。

### d 給付内容

世帯の自己負担額を所得の10%と定めた上で、残額を州が補助する。世帯所得が連邦貧困ガイドライ

ン<sup>120)</sup>の100%に満たない場合は減免措置がある。最大補助額は地域・施設の種類や評価・子供の年齢により異なり、メックレンバーグ（Mecklenburg）郡（最大都市シャーロット（Charlotte）を含む地域）では最大月536ドルである（2006年10月現在）。

## 3 ワシントン州における保育助成金

### a 管理運営主体

州早期学習局（Department of Early Learning）が管理運営する。

### b 対象者

低所得者で保育施設（12歳未満の子供に対する学外活動など及び特別なケアを必要とする子供に対するケア実施施設を含む）に子供を預ける者が対象である。

### c 受給要件

収入が連邦貧困ガイドライン<sup>120)</sup>の200%（3人世帯の場合月2,842ドル）未満の世帯であること。なお、ワシントン州では受給要件を満たす者は全員受給することができる。

### d 給付内容

自己負担額が収入に応じて決められている。世帯の自己負担額は最低で月15ドル（貧困家庭には減免措置あり）、最大で月50ドル+（世帯所得－連邦貧困ガイドラインの137.5%）×44%で、残りの経費を州が補助する。補助額は所得水準・地域により3段階に分かれている。最大補助額は地域、施設の種類や子供の年齢により異なり、キング（King）郡（シアトルを含む地域）の場合で最大1日43.09ドル（2007年7月現在）。

■ 120) 25ページ脚注64)を参照のこと。

### (3) その他の失業者自身に対して行われる就労促進に係る助成制度

連邦制度において失業者自身に対し就労を促す助成制度は存在しない。しかしながら、多くの州において

は貧困家庭一時扶助 (TANF) (27ページ 3(4)参照。)の受給者の就労を促進するため、就労したことにより同扶助の給付が停止した際には、一時的な現金給付が行われている。

#### 1 ニュージャージー州の補足的就労支援 (Supplemental Work Support)

##### a 制度の対象者

ワークファースト・ニュージャージー貧困家庭一時扶助 (WFNJ/TANF) (28ページ 3(4)のコラムを参照。)から6か月以上給付を受けており、過去4か月以上の期間週20時間就労していた者が対象である。

##### b 受給要件

貧困家庭一時扶助 (TANF) の受給停止に同意すること。

##### c 給付内容

最大24か月間、月200ドルを給付する。なお、この給付はワークファースト・ニュージャージー (WFNJ) の枠外であり、60か月の生涯給付期間の制限において、この給付はカウントされない。

#### 2 ワシントン州のキャリア・サービスプログラム (Career Services Program)

##### a 制度の対象者

ワークファースト (Workfirst) などのワシントン

州の貧困家庭一時扶助プログラムの受給 (28ページ 3(4)のコラムを参照。)を終えて、週30時間以上働いている者が対象である。<sup>121)</sup>

##### b 受給条件

週30時間以上働いている者で、ワークファースト (Workfirst) の受給を終えてから2か月以内、又は代替的一時現金支援 (Diversion cash assistance) (28ページ 3(4)のコラム参照。)を受給してから2か月以内であること。

##### c 給付・支援内容

一時金として150ドルが給付されるほか、6か月間にわたり月50ドル、4か月目と6か月目に100ドルずつの合計650ドルを受け取ることができる。また、職業技能訓練機会の提供の他、労働市場や金銭管理、地域における支援などに関する情報提供を行っている。

### (4) 雇用機会税控除

#### (Work Opportunity Tax Credit : WOTC)

##### a 概要

就業が困難である集団に属する求職者を雇い入れた雇用主に法人税の控除を行う制度である。1996年の創設以来、対象拡大などが行われている。

##### b 根拠法令

1996年中小企業雇用保護法 (Small Business Job

Protection Act of 1996)、2007年中小企業・雇用機会に関する税法 (The Small Business and Work Opportunity Tax Act of 2007)、内国歳入法 (Internal Revenue Code)、2004年勤労世帯税負担軽減法 (Working Families Tax Relief Act of 2004)、1997年納税者負担軽減法 (Tax Payer Relief Act of 1997)、2009年アメリカ再生再投資法 (The American Recovery and Reinvestment Act of 2009)、2006年税負担軽減・ヘルスケア法 (Tax Relief and Health Care Act of 2006) である。

■ 121) なお、予算不足により2010年10月1日以降このプログラムは中止されている。

### C 制度の対象者

2010年6月現在下記に示す12の集団のいずれかに属する者を雇い入れた雇用主が対象である。なお、いずれの場合も、家族従業員や過去に従業員であった者は対象外である。

- (a) 貧困家庭一時扶助 (TANF) の長期受給者で、雇用日 (hiring date) まで18か月間連続で受給した者、又は雇用日までの2年間までに延べ18か月間貧困家庭一時扶助 (TANF) を受給した者、若しくは雇用日までの2年間までに州法又は連邦法で定める貧困家庭一時扶助 (TANF) の受給期間を使い切った者。
- (b) 上記(a)に該当しない者で、雇用日までの18か月の期間のうち9か月貧困家庭一時扶助 (TANF) 給付を受けていた者。
- (c) 退役軍人で障害状態にあり、退役から1年経ていないか、過去1年のうち6か月失業しているか、補足的栄養支援 (SNAP) を過去15か月中3か月以上受給している者。
- (d) 18歳から39歳で、雇用日までの過去6か月補足的栄養支援 (SNAP) 給付を受けていたか、補足的栄養支援 (SNAP) の就業要件を満たせず補足的栄養支援 (SNAP) を受給できなくなった者で、過去5か月のうち3か月以上補足的栄養支援 (SNAP) 給付を受けていた者。
- (e) 18歳から39歳で、連邦住宅開発省又は連邦農務省が指定したエンパワーメント・ゾーン (Empowerment Zone)<sup>122)</sup>、再生地域 (Renewal Community) 又は農村部再生郡 (Rural Renewal County) に居住する者。
- (f) 16、17歳で過去に就労したことが無く、毎年5月1日から9月15日の間雇われる者で、連邦住宅開発省又は連邦農務省が指定したエンパワーメント・ゾーン (Empowerment Zone) 又は再生地域 (Renewal Community) に居住する者。
- (g) 障害を持つ者で、州や連邦退役軍人局が認定したリハビリプログラムを修了した者。
- (h) 元重罪犯人 (ex-felon) で、有罪判決又は釈放から1年以上就業していない者。
- (i) 補足的所得保障 (SSI)<sup>123)</sup> 受給者で、過去60日間のいずれかの月に給付を受けていた者。
- (j) ハリケーン・カトリーナの被災地域に2005年8月28日に居住しており、復興関係で雇われていた者
- (k) 2008年～2010年の間に雇用された退役軍人で、過去5年間に退役し、過去1年間に失業保険を4週間以上受給した者。
- (l) 16歳以上25歳未満の者で、過去6か月間学業にも職にもついておらず、就職に必要な基礎的な技能がないとみなされる者。

### d 管理運営主体

連邦労働省雇用訓練局 (Employment Training Administration) が管理運営する。

### e 財源

連邦政府の財源である。

### f 失業者に対する支援

特になし。

### g 企業に対する支援

c (a) に該当する場合には当初2年間の賃金が対象となり、1年目の10,000ドルまでの賃金の40%及び2年目の10,000ドルまでの賃金の50%が法人税から控除される。

c (f) に該当する場合には雇用した最初の1年間の3,000ドルまでの賃金に対し、120時間以上400時間未満就業した場合には賃金の25%、400時間以上就業した場合には10,000ドルまでの賃金の40%が法人税から控除される。

c (a) 及び(f) 以外に該当する場合には、雇用した最初の1年間の6,000ドル(退役軍人で障害を持つ者の場合

■ 122) 補助金と税制上の優遇措置をインセンティブとして民間資金の導入を図り、指定された都市地域の自由市場環境を整え、衰退したコミュニティーを活性化させ雇用を創出することを目的として指定されている。

■ 123) 11ページ脚注1) を参照のこと。



には12,000ドル)までの賃金に対し、120時間以上400時間未満就業した場合には賃金の25%、400時間以上就業した場合には賃金の40%が法人税から控除される。

## (5) 雇用対策法による雇入れ助成

### a 概要

2010年3月に、雇用改善のための採用インセンティブ法 (Hiring Incentives to Restore Employment (HIRE) Act) に基づく制度で、2010年2月4日から同年12月31日までの間に新規に労働者を雇い入れた事業主に対し助成を行うものである。

### b 根拠法令

雇用改善のための採用インセンティブ法 (Hiring Incentives to Restore Employment (HIRE) Act)

### c 制度の対象者

2010年2月4日から同年12月31日まで<sup>124)</sup>の期間に新規に労働者(雇入れ日までの60日間における労働時間の合計が40時間を超えない者に限る。)を雇い入れた事業主が対象である。

### d 管理運営主体

連邦財務省内国歳入庁が管理運営する。

### e 財源

連邦政府の一般財源である。

### f 失業者に対する支援

特になし。

### g 企業に対する支援

cに記載の対象労働者を雇い入れた事業主について、雇い入れた労働者の2010年3月19日から2010年12月31日の間に支払われた給与に対する社会保障税事業主負担分(6.2%)を免除する。さらに、この労働者が1年以上継続雇用された場合には、2011年に該当労働

者1人当たり最大1,000ドルの法人税控除を行う。

## 5 失業者を対象とした職業訓練制度の概要 ……

### (1) 労働力投資法 (Workforce Investment Act : WIA) プログラム

#### a 概要

ワンストップ・キャリア・センター (One-stop Career Center、州によってはワンストップ・センター (One-stop Center) と呼ばれている)<sup>125)</sup>を通して、各地域レベルで創設された労働力投資委員会 (Workforce Investment Board : WIB)<sup>126)</sup>が実施する個人のニーズに沿った就職や進学のための各種支援に対して給付金を提供するプログラムである。ワンストップ・キャリア・センターは、1998年に制定された労働力投資法 (Workforce Investment Act of 1998) に基づき、各地区の労働力投資委員会 (WIB) により全米各州に整備されている。プログラムとして、成人向け、非自発的離職者 (dislocated worker) 向け、若年者向けプログラムを提供することが義務づけられている。

#### b 根拠法令

1998年労働力投資法 (Workforce Investment Act of 1998) である。

#### c 制度の対象者

成人向けプログラム (Adult Program) は18歳以上の成人で、米国で合法的に就労できる者が対象である。

非自発的離職者向けプログラム (Dislocated Worker Program) は、工場の閉鎖や経済環境の変化等によって失業した者であり、元の職種で就職できる見通しがなく、失業保険の受給資格があるか、失業保険給付を使い果たした者が対象である。

若年者向けプログラム (Youth Program) は14~21歳で読み書き能力の不足など、就職が困難な者が対象である。

なお、プログラムによる提供サービスの違いは、連邦レベルでは明確に定義されていない。

■ 124) 英語ではafter February 3, 2010, and before January 1, 2011とされている。

■ 125) ワンストップ・キャリア・センターの詳細については、146ページ定例報告第2章アメリカ2(2)を参照のこと。

■ 126) 労働力投資委員会 (州及び地区レベル) は、行政や産業界、労働組合及び教育・訓練プロバイダーの代表などから成る。

#### d 管理運営主体

各州に設置された州労働力投資委員会 (WIB) が策定した就職支援、職業訓練計画に基づき各地区の労働力投資委員会 (WIB) が各地域に応じたプログラムの管理運営を行う。なお、ワンストップ・キャリア・センターの運営は、各地区の労働力投資委員会 (WIB) から委託を受けた委託機関 (Agency) が行っている場合もある。

連邦労働省雇用訓練局は、労働力投資法において定められている予算配分、監督等を行う。

#### e 財源

労働力投資法に基づく事業は原則として連邦政府の交付金による。この交付金には成人向け、非自発的失業者向け、若年者向けの3種類がある。このほか、ワンストップ・キャリア・センターで提供されるプログラムにより、貿易調整支援 (TAA) や貧困家庭一時扶助 (TANF) の財源、州の財源などから拠出されている。<sup>127)</sup>

#### f 失業者に対する支援

ワンストップ・キャリア・センターの提供サービスは、①コアサービス、②集中サービス、③職業訓練の三層構造となっている。①コアサービスだけでは仕事が見つからない失業者向けに②集中サービスがあり、①コアサービスと②集中サービスの両方を受けても就業機会を得られない場合の最後の手段として③職業訓練がある。

①コアサービスには求職・就職支援 (キャリア・カウンセリングを含む)、労働市場の情報 (求人状況、就職に有利な技能、地域・国の雇用動向提供)、利用者の技能及びニーズについての予備的アセスメント、利用可能なサービスの情報提供、就職後の若干のフォローアップサービスなどが含まれる。また、②集中サービスには、総合的アセスメント、個人別雇用プランの策定、グループ及び個人カウンセリング、ケースマネジメント、短期の職業準備サービスなどがある。

労働力投資法の成立・施行に伴い、2000年7月よりバウチャー制度の一種である個人訓練勘定 (Individual Training Account : ITA) が導入された。ワンストップ・キャリア・センターで提供される①コアサービス、②集中サービスを用いただけでは就職できなかった人へのみ、個人訓練勘定 (ITA) を用いる公的職業訓練の必要性が認められ、個人訓練勘定 (ITA) が与えられる。対象者はワンストップ・キャリア・センターのケースマネージャーと相談して、受講する職業訓練の種類と訓練プロバイダーを選択する。

#### g 企業に対する支援

特になし。

#### h 給付実績

2010年6月末までの1年間に、成人向けサービス6,695,373人、非自発的離職者向けサービス1,027,014人、若年者向けサービス303,248人。2010年6月末までの3か月間に138,948人の成人向けサービス受給者、500,085人の非自発的離職者向けサービス受給者が職を見つけている (資料出所：連邦労働省雇用訓練局“Quarterly Workforce System Results”<sup>128)</sup>)。

## (2) ペル奨学金 (Pell Grant)

### a 概要

ペル奨学金は高等学校修了者で大学等の学位取得を目指す所得が低い世帯などにいる者に対する奨学金である。なお、貧困家庭一時扶助 (TANF)、補足的栄養支援 (SNAP) の受給者や労働力投資法における非自発的離職者に本人、配偶者、両親が該当する場合には無条件で満額の支援を受け取ることができる場合がある。一般の奨学金とは異なり、返済する必要はない。

### b 根拠法令

1965年高等教育法 (Higher Education Act of 1965) である。

■ 127) 例えば、ニュージャージー州においては労使双方から労働力投資を目的とした税金を課税し、これを職業訓練の財源として充てている。17ページ3(1)のコラムも参照のこと。

■ 128) 連邦労働省雇用訓練局ホームページ (<http://www.doleta.gov/performance/results/Reports.cfm?#etaqr>) 参照。

**c 制度の対象者**

所得が低い世帯に属する者（扶養者、被扶養者は問わない。）で、高等学校修了者であり、大学等の学位取得を目指して教育機関に通う者のうち、学士及びそれ以上の学位（専門的な学位を含む。）を持っていない者が対象である。なお、対象者は米国民又は米国永住権保持者や難民などである必要がある。

**d 管理運営主体**

連邦教育省が管理運営する。

**e 財源**

連邦政府の一般財源である。

**f 失業者に対する支援**

2010年7月1日～2011年6月30日までの1年度における最大支援額は5,550ドルで、実際の支援額は所得などから算出される世帯負担期待額（Expected Family Contribution：EFC）<sup>129)</sup>や授業料、受講期間、受講時間により異なる。

**g 給付実績**

2008年7月1日～2009年6月30日の1年度におけるペル奨学金の受給者は6,156,750人、平均支給額は2,971ドル。（資料出所：連邦教育省“2008-2009 Federal Pell Grant End-of-Year Report”）<sup>130)</sup>

**(3) 登録養成訓練制度****(Registered Apprenticeship)****a 概要**

職場での職業訓練（OJT）とそれに関連した職場外での教育を組み合わせた教育訓練を行うことにより専門

職労働者及び熟練工を養成することを旨とする養成訓練制度（Apprenticeship）である。養成訓練プログラム（Apprenticeship program）の質及び参加者の福利厚生確保を図るため、連邦政府が一定の基準を定めプログラムの登録を行っていることから登録養成訓練制度（Registered Apprenticeship）と呼ばれる。対象者は16歳以上でかつ各養成訓練プログラムの必要条件を満たす者で、危険業務については18歳以上とされている。詳細については、153ページ定例報告第2章アメリカ2(6)cを参照のこと。

**b 根拠法令**

全国養成訓練制度法（National Apprenticeship Act）である。

**c 管理運営主体**

事業主団体・労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事業主団体との共同など様々な形態で行われる。

**d 財源**

基本的に民間事業主・団体が負担し、政府の援助は一般的には限定的である。ただし、一部の州は下記コラムに見られるように支援措置を実施している場合がある。

**e 実施実績**

連邦労働省が運用するデータベースにおける25州における参加者は、2010年6月末までの1年間で256,166人。（資料出所：連邦労働省雇用訓練局“Quarterly Workforce System Results”）<sup>131)</sup>

**1 ニュージャージー州の製造業の訓練生受入に対する援助**

ニュージャージー州では、製造業の事業主に対し、

訓練生受入後26週間経過時と52週間経過時に1人につき2,500ドルずつ給付する制度がある。

■ 129) 学生の家族が負担可能と思われる学費の基準額。世帯構成により本人、配偶者、両親の所得・資産などから算出される。詳細は教育省“Federal Student Aid Handbook”（<http://www.ifap.ed.gov/ifap/byAwardYear.jsp?type=fsahandbook&awardyear=2009-2010>）のChapter 3を参照のこと。

■ 130) 連邦教育省ホームページ（<http://www2.ed.gov/finaid/prof/resources/data/pell-2008-09/pell-eoy-2008-09.html>）参照。

■ 131) 連邦労働省雇用訓練局ホームページ（<http://www.doleta.gov/performance/results/Reports.cfm?#etaqr>）参照。

## 2 コネチカット州における製造業養成訓練税控除

コネチカット州では、コネチカット州法人事業税 (Connecticut Corporate Business Tax) において、製造業関連の養成訓練生を受け入れた事業主に対し、税額控除を提供している。内容は、標準産業分類上製造業に分類される事業主で、登録養成訓練プログラムの訓練生を受け入れている事業主である場合、事業主は、訓練生1人につき最大で4,800ドルの税額控除を受けることができる。

## 3 ミシガン州における「学校から養成訓練へ」(School-To-Registered Apprenticeship) プログラムでの税額控除

ミシガン州では、4,000時間以上の登録養成訓練プログラムの訓練生を受け入れている事業主で、16~19歳の高校在学者・GED(高校卒業相当の学力を認定する試験)の準備プログラムにいる者の受入れに対し、事業主は、訓練生1人につき最大で2000ドルの税額控除を受けることができる。

### (4) 中高齢者向け地域サービス雇用プログラム (Senior Community Service Employment Program : SCSEP))

55歳以上の中高齢者に対して地域サービスや福祉サービスを通じた訓練プログラムを提供するもの。詳細については、148ページ定例報告第2章アメリカ2(4)aを参照のこと。

### (5) 貿易調整支援 (TAA) における職業訓練制度

貿易調整支援 (TAA) においては、外国からの輸入増加又は製造現場の海外への移転の影響で失業した労働者が、速やかに適切な職業へ復帰することを目的として職業訓練が提供されている。詳細は22ページ3(2)を参照のこと。

### (6) 補足的栄養支援事業 (SNAP) における職業訓練制度

補足的栄養支援事業 (SNAP) の受給者のうち、16~60歳の健常者で就業していない者<sup>132)</sup>に対して一定期間以上受給するための要件として、職業訓練を受ける事が義務づけられている場合がある。詳細は24ページ3(3)を参照のこと。

### (7) 貧困家庭一時扶助 (TANF) による就職支援訓練

貧困家庭一時扶助 (TANF) における現金給付を受けるためには通常、一定時間以上就業活動や就業につな

がる活動をしなければならないとされている。各州(及び郡など)では受給者に対し職業訓練を提供し、福祉の受給から脱し、就業できるようにしている。詳細は27ページ3(4)を参照のこと。

### (8) 失業保険制度による追加的な訓練制度

#### a 概要

通常は失業保険受給の要件として「直ちに職に就ける状態にあること」が求められるものの、連邦失業税法第3304条(a)(8)の規定では、例外措置として、州の認定を受けた職業訓練プログラムであれば受講中でも失業手当を受給できると定めている。

州によっては、失業保険制度の枠組みの中で、自営業を目指す者へ失業給付の代わりとなる支援制度や、職業訓練を受けている者に対して失業給付の給付期間を延長する制度を設けている。

なお、多くの州の訓練認定基準において、①職業に直接関わりのある訓練であること、②本人の直近の職業における求人が労働市場にないこと、という厳しい要件を設けているため、例えばファストフード店をレイオフされた者は、②に該当しないため失業手当を受給しながらスキル向上を図る機会は与えられない。これを受けて、2009年5月に労働省は、失業者向け教育機会を拡充するため、この枠組みの要件緩和を要請する通達<sup>133)</sup>を各州雇用機関に対して発出している。

■ 132) 失業保険を受けている場合は除く。